

肉用牛売却所得課税特例措置

# 免税制度を活用して 肉牛経営の維持・拡大を



社団法人 全国肉用牛振興基金協会

# 肉用牛売却所得の免税制度

正式には「肉用牛売却所得の課税特例措置」と言い、家畜市場や指定または認定を受けた食肉卸売市場などで肉用牛を売却したとき、1頭当たり100万円未満ならば、所得税や住民税が免除される制度のことです。制度の概要は次の通りですが、詳しくは農協か役場などにお聞き下さい。

## 誰でも利用できるの？

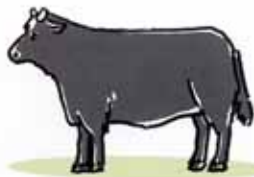
- ① 農業を営む個人
- ② 農地法に規定される農業生産法人



に限られます。

## どんな牛でもいいの？

- ① 黒毛和種等の肉専用種
- ② 乳雄などの肉用仕向けの乳用種



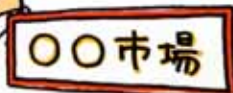
が対象になります。

注) 乳用種の廃用牛は対象になりません。

## どんな売り方でも大丈夫？

以下のいずれかの方法で売った場合が対象となります。

- ① 家畜市場で売却
- ② 中央卸売市場で売却
- ③ 農林水産大臣が指定または認定した食肉卸売市場で売却



- ④ 農林水産大臣が指定した農協などに委託して、生後1年未満の肉用子牛を売却



## 免税になるのはどの税金？

所得税・法人税および住民税  
(都道府県民税と市町村民税)  
が対象になります。



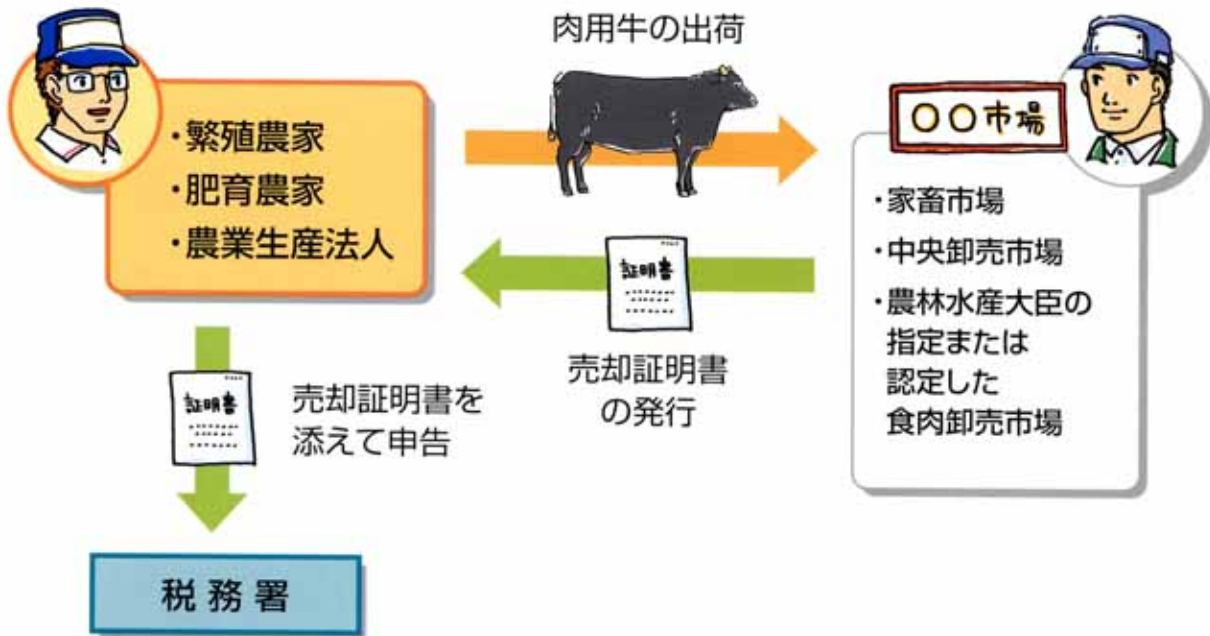
特例措置の適用期間は

所得税 平成20年まで  
法人税 平成21年3月31日まで  
地方税 平成21年度まで

# 申告の手順と方法

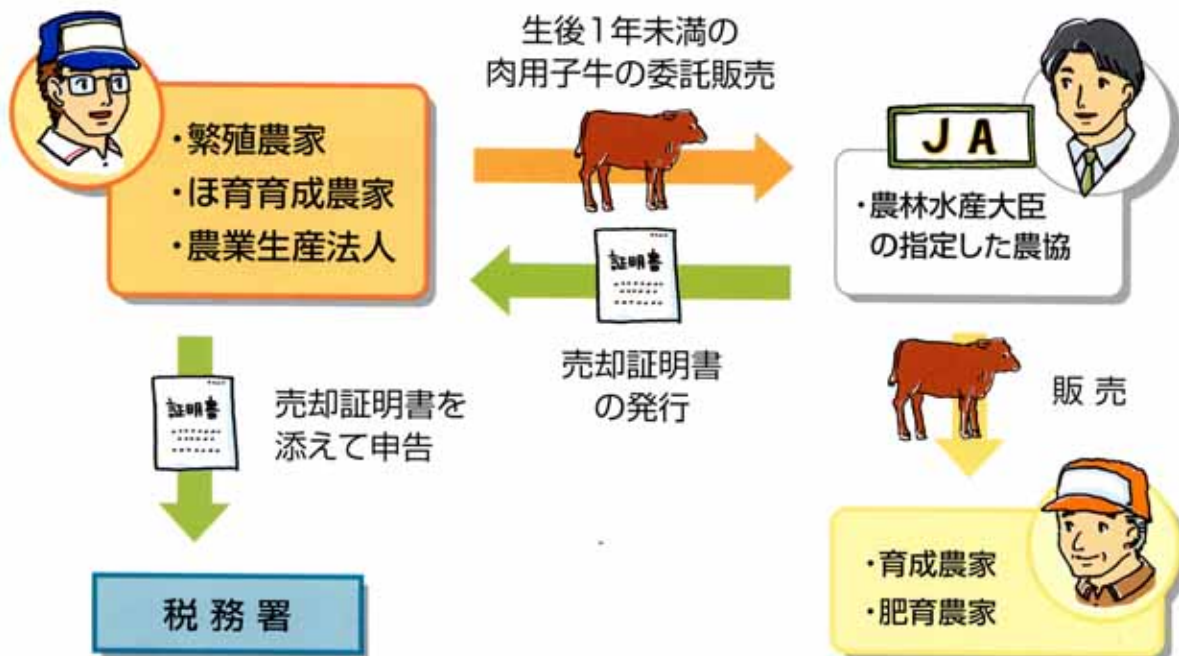
## 家畜市場や食肉卸売市場で売却する場合

売却証明書がないと免税が受けられませんので、  
忘れずに発行してもらいましょう。



## 指定農協に委託して売却する場合

売却証明書が必要です。忘れずに発行してもらいましょう。  
また、生後1年未満の肉用子牛だけが対象となります。



# 農協、役場等の担当者の方へ

## 1 特例措置対象者

- ①農業を営む個人……耕種作物（飼料作物を含む）若しくは果樹等の栽培を行う事業又は養蚕の事業と併せて肉用牛を飼養するものが対象となります。
- ②農地法に規定する農業生産法人

農地を所有又は借用し、耕種作物の栽培等を行っている畜産農家及び農業生産法人が対象となります。農地を所有又は借用もしておらず、購入飼料だけで肉用牛を飼養している畜産農家及び法人は対象とはなりません。

## 2 特例措置対象肉用牛

- ①肉専用種の雄牛（種雄牛を除く）及び雌牛
- ②肉用仕向けの乳用種の雄牛（種雄牛を除く）及び雌牛  
（非対象牛）
  - ア 種雄牛
  - イ 肉用牛の子取り用雌牛で、固定資産として経理されている牛
  - ウ 乳牛の雌のうち、子牛の生産の用途に使われた牛（経産牛、妊娠牛）
  - エ 100万円以上で売却された牛で、高等登録牛又は育種登録牛ではない牛
  - オ 飼養期間が2ヶ月未満の牛

## 3 特例措置の適用対象となる売却の場所および方法

- ①対象となる肉用牛を次の市場で売却した場合、本措置の適用対象となります。
  - ア 家畜取引法に規定する家畜市場および臨時市場
  - イ 中央卸売市場
  - ウ 畜産物の価格安定等に関する法律附則第10条の規定により農林水産大臣が指定した指定市場
  - エ 条例に基づき食肉用の卸売取引のために開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場
  - オ 農業協同組合、農業協同組合連合会または地方公共団体等により食肉用の卸売取引のために開設される市場のうち、農林水産大臣の認定を受けた認定市場
- ②対象となる肉用牛のうち生後1年未満（初生牛など）のもので、農業協同組合又は農業協同組合連合会（肉用子牛生産安定等特別措置法に規定する指定協会から生産者補給金交付業務に関する事務の委託を受けており、かつ、農林水産大臣が指定した農協及び農協連）に委託して売却された場合も本措置の適用対象となります。

忘れないで



農林水産大臣の認定を受けた市場及び指定を受けた農協等は、**名称や所在地に変更がある場合、事前に都道府県の畜産主務課へ届け出し、変更の手続きを行うことが必要です。**

届出が行われない場合、認定及び指定を取り消され、制度の適用を受けられなくなります。変更等がある場合には、事前に早い段階で必ず届け出る様にして下さい。